

長門市農業委員会告示第3号

次に示す農地は、農地法（昭和27年法律第229号）第33条第1項に該当する農地であるので、同法第32条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年3月6日

長門市農業委員会会長 大野耕作



1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	農地に関する 権利の種類	農地の所有者等 の情報
長門市俵山字黒川 2873 番 1	田	1,190	所有権	登記名義人 藤田光江
長門市俵山字黒川 2873 番 2	田	1,248	所有権	
長門市俵山字黒川 2873 番 3	田	1,034	所有権	
長門市俵山字黒川 2873 番 4	田	414	所有権	
長門市俵山字黒川 2874 番 1	田	926	所有権	
長門市俵山字黒川 2874 番 2	田	1,117	所有権	
長門市俵山字黒川 2874 番 3	田	1,171	所有権	
長門市俵山字黒川 2877 番 1	田	1,094	所有権	
長門市俵山字黒川 2877 番 2	田	971	所有権	

農地法第33条第1項 耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となること
が確実に認められるものとして農林水産省令で定める
農地

2 この告示は、農地法第33条第1項に基づき農地の所有者または当該農地について
所有権以外の権原に基づき使用及び収益する者（以下「所有者等」という。）を確知
できないことから行うものである。

3 上記の農地の所有者等は、この告示の日から起算して2月以内に、次に掲げる事
項を記載した申出書に当該農地についての権原を証する書類を添えて農業委員会に
提出するものとする。

(1) 申出を行う者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在
地、代表者の氏名）

(2) 当該農地の所在、地番、地目、面積

4 また、この告示があった日から起算して2月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第41条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該告示に係る農地について山口県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。